

# 第五次熱海市総合計画（後期基本計画）及び次期総合戦略策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本市の市政運営の指針となる第五次熱海市総合計画の「前期基本計画」と「第二期熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第二期総合戦略」という。）」が、令和7年度に最終年次を迎えることから、「前期基本計画」の成果検証を行ったうえで、第五次熱海市総合計画の「後期基本計画」と「次期総合戦略」を策定する必要があります。

策定に当たっては、人口の現状と将来の展望を示した「第二期熱海市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「第二期人口ビジョン」という。）」の見直しと令和5年度を始期とする国の新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化するための目指すべき地域ビジョンを再構築し、引き続き「次期総合戦略」を「後期基本計画」における重点施策に位置付け、効率的で実効性のある市政運営の指針とする必要があります。

そこで、本市では、社会・経済状況や本市の抱える様々な課題、「前期基本計画」の成果を分析し、幅広く市民の意見やニーズを取り入れながら「後期基本計画」と「次期総合戦略」を一体的に策定するにあたり、豊富な経験、高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に策定の支援を実施できる事業者には業務の一部を委託します。

この要領は、本業務の受託事業者を選定するにあたり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

第五次熱海市総合計画（後期基本計画）及び次期総合戦略策定支援業務

### (2) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月31日まで

### (3) 業務内容

委託業務の内容は、別紙仕様書による。

### (4) 業務委託費上限額

①令和6年度 8,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

②令和7年度 9,800千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定します。

※委託料の算定にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を10%として算出してください。

### 3 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たす法人とします。ただし、複数の法人の連合体での参加はできません。プロポーザルに参加しようとする者は、(1)～(5)に掲げる資格を有することを証するために、参加表明書（様式2）を提出しなければなりません。また、7に掲げる提出期限内に参加表明書及び添付書類の提出をしない者は、プロポーザルに参加することができません。

なお、このプロポーザルへの参加申込から契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は参加資格を取消し失格とします。

- (1) 熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年熱海市告示第35号）に基づく競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく熱海市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない事業者であること。
- (5) 過去5年間において地方公共団体での総合計画策定業務及び地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定業務を受託し、完了した実績があること。

### 4 委託事業者選定方法

公募により、事業者から募集した企画提案を受け、最優秀企画提案事業者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該事業者から見積書を徴取し内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

## 5 第五次熱海市総合計画（後期基本計画）等策定支援業務事業者選定委員会の設置

- (1) 委託業務事業者を選定するため、当市職員で構成する第五次熱海市総合計画（後期基本計画）等策定支援業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は次に掲げる事項を所掌する。
  - ① 事業者の企画提案の審査に関すること。
  - ② 事業者の選定に関すること。

## 6 企画提案の方法

- (1) 選定委員会に対する企画提案のプレゼンテーションを実施する。
- (2) 選定委員会が企画提案を審査し、総合的に評価のうえ、最優秀企画提案者を受託候補者として選定する。
- (3) 応募者が多数の場合は、選定委員会に諮り、書類審査による提案者の選考を実施することがある。

## 7 プロポーザル参加申込について

- (1) 本業務の参加意思は参加表明書（様式2）に次の書類を添付して提出すること。
  - ① 商業登記簿謄本（写しでも可、参加申込日から3か月以内に発行されたもの）1部
  - ② 事業者概要（様式3）1部
  - ③ 役員名簿（様式4）1部
  - ④ 官公庁における同種・類似・関連業務の実績（様式6）※過去5年間において地方公共団体での総合計画策定業務及び地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定業務を行った実績が分かる書類を添付（契約書、業務完了通知書の写し）
- (2) 提出期限 令和6年9月9日（月）16時まで
- (3) 提出先 事務局（下記「13 問合せ先」のとおり）
- (4) 提出方法 郵送または持参（市役所開庁日に限る）での提出とする。

## 8 企画提案の応募方法について

- (1) 提出書類について
  - ① 企画提案提出届（様式5）
  - ② 会社の概要がわかるパンフレット等（任意様式）
  - ③ 官公庁における同種・類似・関連業務の実績（様式6）

④ 業務実施体制（様式7）

※プライバシーマーク（JISQ15001）及びJISQ27001（ISO/IEC27001）を取得している場合は、それぞれの登録証の写しを添付すること。

⑤ 企画提案書①～⑥（様式8）

⑥ 業務委託見積書（消費税及び地方消費税を含む。）（任意様式）

※別紙「仕様書」を踏まえた年度ごとの積算の内容を記載すること。

⑦ 誓約書（様式9）

⑧ プレゼンテーション出席報告書（様式10）

⑨ 提出部数

9部（原本1部＋写し8部）とし、提出書類の規格は日本工業規格A4版サイズとする。（資料については、日本工業規格A3版の折込も認める。）

⑩ その他

書類の作成に当たっては、使用するサイズは11ポイント以上とすること。

なお、それぞれの書類にインデックスを付してA4縦長ファイルに綴じた状態で提出すること。

(2) 提出期限等

① 提出期限 令和6年9月24日（火）16時まで

② 提出先 事務局（下記「13 問合せ先」）

③ 提出方法 持参（市役所開庁日に限る）または 郵送（書留郵便に限る）、宅急便とする。なお、郵送及び宅急便の場合は、提出期限までの必着とする。

(3) その他

① 提出期限までに提出されなかった書類等は、いかなる理由を持っても受理しない。

② 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、応募を無効とする。

③ 提出書類の差替え又は再提出は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。

④ 企画提案書①～⑥（様式8）（当該様式に添付した任意様式の提案書を含む。）について、審査終了後に返却を希望する場合は、返送用の封筒及び切手（返却書類量に応じたもの）を提案書と併せて提出すること。なお、当該封筒及び切手の提出がない場合は、返却書類の廃棄を希望したものとみなす。

⑤ 提出書類の作成及び応募に係る費用は提案者の負担とする。

⑥ 提案者が他の調査コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助支援を受けて業務を実施する場合は、企画書にその旨を記載すること。

⑦ 本業務の全部を一括して、又は主たる部分（※注1）を第三者に委任し、又は請

負わせてはならない。ただし、熱海市の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、熱海市の承諾を経て、第三者に本件業務を委託する場合は、本契約で自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、かつ当該第三者が当該義務に違反したときは、受託者が全ての責任を負うものとする。

- ⑧ 提出書類については、当該提案者に対して無断で二次的な使用は行わない。
- ⑨ 契約履行過程で生じた製作物の著作権は、熱海市に帰属する。
- ⑩ 事業内容の詳細については、契約予定者を特定した後、協議により変更する場合がある。
- ⑪ 本プロポーザルに係る提出書類は、提案事業者の新たな発明、考案又は著作物の創作を含んでいる可能性を考慮し、熱海市情報公開条例第7条第3号に規定する不開示情報とする。

※注1 「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断等をいう。

## 9 質問及び回答

### (1) 質問方法・期限

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式1）により電子メールにて提出すること。その際メール件名を「【事業者名】 熱海市総合計画質問書」とすること。

なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

【提出先アドレス】 [kikaku@city.atami.shizuoka.jp](mailto:kikaku@city.atami.shizuoka.jp)

【提出期限】 令和6年9月9日（月）正午受信分まで

### (2) 回答

全ての質問と回答について、令和6年9月11日（水）までに市ホームページに掲載する。

## 10 企画提案（選定委員会）について

- (1) 日時 令和6年10月10日（木）10：00～（予定）
- (2) 場所 熱海市役所 第1庁舎4階第1会議室
- (3) 説明順序 提案書類の受付順とする。
- (4) 出席者は4名以内とし、総括責任者及び現場責任者は必ず出席すること。
- (5) 実施方法 1団体につき説明時間30分以内とし、企画提案書についての説明を行った後、質疑応答（20分程度）を行う。
- (6) 評価点 選定委員会が企画提案を「11審査（選定）基準について」により審査し、

提案内容により選定委員ごとに採点する。

- (7) 総合点数 各選定委員の評価点の合計から、最高点と最低点を付した選定委員の評価点を除外した点数を「総合点数」とする。
- (8) 「総合点数」の最も高い者を選定委員会の合議の上、最優秀企画提案者として選定する。ただし、「総合点数」が満点の6割に満たない場合は、選定しない。
- (9) 評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。
- (10) その他 会場にスクリーンとプロジェクター（HDMI 接続）を準備するが、パソコンその他必要なものは、提案者が持参することとする。

### 1 1 審査（選定）基準について

末尾に示す第五次熱海市総合計画（後期基本計画）及び次期総合戦略策定支援業務審査基準表による。

### 1 2 選定結果及び契約について

- (1) 全ての提案者に対して、令和6年10月16日（水）の17時までにプロポーザル参加者全員に電子メールにて通知する。
- (2) 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。
- (3) 審査結果に基づき、最優秀企画提案事業者と随意契約を締結する。企画書の提出期限後に契約予定者が参加資格条件に該当しなくなった場合、又は辞退を申し出た場合は、次順位の者と契約を締結することができる。

### 1 3 問合せ先

熱海市経営企画部企画財政課企画室

所在地 〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

TEL 0557-86-6075（直通）

メールアドレス kikaku@city.atami.shizuoka.jp

第五次熱海市総合計画（後期基本計画）及び次期総合戦略策定支援業務 審査基準表

| 審査項目   | 評価項目  | 評価の観点   | 参考資料               | 配点  |
|--|---|---|--------------------|-----|
| 業務経歴   | 同種・類似・関連業務の実績   | ①過去に官公庁において受託し完了した同種・類似・関連業務の実績                             | 同種・類似・関連業務の実績（様式6） | 10  |
| 業務実施体制   | 配置体制  | ①業務を円滑に進める人員配置となっているか                                       | 業務実施体制（様式7）        | 15  |
|  | 総括責任者及び現場責任者の経歴等  | ②統括責任者及び現場責任者について、本業務を確実に推進できる経歴や経験を有しており、本業務を実施するにふさわしい人物か |                    |     |
|  | 情報保護体制  | ③十分な情報管理体制になっているか   |                    |     |
| 企画提案書  | 後期基本計画等策定支援方針（案）  | ①総合計画等の役割や意義についての正しい認識があるか                                  | 企画提案書①（様式8）        | 20  |
|  |   | ②後期基本計画の構成・体系と次期総合戦略を一体的に策定する方法等についての考えが明確かつ適切か             |                    |     |
|  |   | ③市民及び職員の参画に関する方針は適切か  |                    |     |
|  |   | ④後期基本計画等の策定スケジュールは適切か                                       |                    |     |
|  | 人口ビジョンの修正及び基礎調査   | ①現行人口ビジョンに対する認識と修正に関する方針は明確かつ適切か                            | 企画提案書②（様式8）        | 15  |
|  |   | ②基礎調査の実施方針は明確かつ適切か  |                    |     |
|  |   | ③調査結果の分析方法は適切か  |                    |     |
|  | 市民アンケート調査   | ①市民アンケート調査の実施方針は明確かつ適切で、十分に市民意識を把握できるか                      | 企画提案書③（様式8）        | 15  |
|  |   | ②関係人口対象者の意識を計画に反映することが期待できる実施方針等の提案がされているか。                 |                    |     |
|  |   | ③調査結果の分析方法は適切か  |                    |     |
|  | 前期基本計画及び第二期総合戦略の総括  | ①前期基本計画及び第二期総合戦略の総括（評価及び検証）の方法は適切か                          | 企画提案書④（様式8）        | 5   |
|  | 後期基本計画案・次期総合戦略案の策定支援  | ①後期基本計画等案を策定するにあたり、きめ細やかな支援が期待できるか                          | 企画提案書⑤（様式8）        | 25  |
| ②計画策定後におけるPDCAサイクルを通じた継続的な改善と実行を図るための適切かつ効果的な進捗管理方法及びその進捗状況を図る各種指標等が提案されているか |   |   |                    |     |
| ③総合計画審議会・策定委員会・市民職員合同会議等における提案事業者の活躍が十分に期待できるか                               |   |   |                    |     |
| 後期基本計画・次期総合戦略策定中におけるアドバイザー等  | ①前期基本計画及び第二期総合戦略の評価及び検証結果に対する積極的な助言やノウハウの提供その他の支援を得ることができるか | 企画提案書⑥（様式8）   | 15                 |     |
|  | ②デジタルの力を活用した効率的な計画策定手法や効果的な施策検討の取組みが提案されているか                |   |                    |     |
|  | ③本市の課題や特性を捉え、デジタルの力も活用した地方創生にも横展開が可能な提案がなされているか             |   |                    |     |
| 合 計  |   |   |                    | 120 |